

長崎県介護支援専門員連絡協議会 定款 改正（案）

現 行	改 正	理由
<p>第 2 章 目的及び事業 (事業)</p> <p>第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①介護支援専門員を養成・研修、介護支援専門員が所属する団体支援のための事業</p> <p>②<u>介護支援専門員についての情報提供及び相談に関する事業</u></p> <p>③ <u>介護支援専門員についての調査、研究、提言に関する事業</u></p> <p>第 5 章 総会 (開催)</p> <p>第 25 条 通常総会は、<u>毎事業年度 1 回開催</u>する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。</p>	<p>①<u>介護支援専門員の養成及び資質向上のための事業</u></p> <p>②<u>介護支援専門員が所属する団体支援のための事業</u></p> <p>③<u>介護支援専門員についての情報提供及び相談支援に関する事業</u></p> <p>④<u>介護支援専門員についての調査、研究、提言に関する事業</u></p> <p>⑤<u>国、県等の自治体、及び各種団体等からの受託事業</u></p> <p>⑥<u>一般県民に対する医療・福祉及び保健の増進のための事業</u></p> <p>第 25 条 通常総会は、<u>毎事業年度 2 回開催</u>する。</p> <p>(附 則)</p> <p>⑧この定款の一部改正（事業、開催）は、平成 24 年 3 月 10 日より施行する。</p>	<p>事業毎に明確にするため</p> <p>法人格取得により、年 2 回開催が必要</p>